様式第42号（第10条関係）

糸魚川市公示第 56 号	公　　示　　送　　達　　書
令和８年10月28日 下記の者に対して送達すべき書類を当市役所税務保険課（課税係）に保管していますので、来庁の上受領してください。 地方税法第20条の２第１項及び第２項の規定により公示します。 糸魚川市長　久保田　郁夫	
送達を受けるべき者の氏名又は名称	荻野　友幸
当該書類を送達する根拠法令	地方税法
注　　意　　事　　項	地方税法第20条の２第３項の規定により、送達すべき書類を受領しない場合は、掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、書類の送達があったものとみなします。